

令和3年度琉球大学法科大学院
C日程 法学既修者コース法律試験 問題

1

民法〔全450点中150点〕

令和3年2月6日（土曜日）
9時30分～11時00分（90分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙6枚、下書用紙2枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（150点）

第1問（各3点×10問=30点）

次の(1)～(10)は、民法に関する特定の法律用語を説明したもの（定義）である。それぞれの説明に合う法律用語を答えよ。

- (1) 複数の保証人が、それぞれ単純な保証債務を負担した場合、債務額は保証人の数に応じて分割されるというのが原則である。これを共同保証人の〔 ① 〕という。
- (2) 保証人は、主たる債務者への催告がなされた場合でも、「主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であること」を証明することによって、債権者からの請求を拒むことができ、この場合、債権者はまず主たる債務者の財産について執行しなければならない。保証人がこのように拒めることを〔 ② 〕という。
- (3) 売買契約という取引行為によって取引の相手方から動産を手に入れた者に、取引安全の保護として〔 ③ 〕が認められる場合であっても、その動産がそもそも盗品であるときは、被害者は盗難の時から2年間、占有者（取引によって動産を手に入れた者）に対してその物の回復を請求することができる。
- (4) 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間が午前0時から始まる時を除いて、開始日の翌日を第1日目として期間を計算する。これを〔 ④ 〕の原則という。
- (5) AからB、Cへの二重譲渡があった場合のB、Cのように、両立しえない物権相互間で優先劣後を争う「食うか食われるかの関係」を〔 ⑤ 〕という。
- (6) (5)の場合に、B、Cどちらが完全な所有権を取得するか（優先するか）は、いずれが所有権移転登記を先に備えたかで決まる。このときの登記を〔 ⑥ 〕という。
- (7) ローマ法の時代には、賃貸借されている不動産が売却されて新所有者が取得した場合、賃借権は単なる債権であって、新所有者から請求があれば賃借人は明け渡さなければならないとされていた。このような原則は〔 ⑦ 〕という法格言で表現された。
- (8) (7)のように不動産の賃借人の地位が弱いと多くの問題を生じることから、賃借人の地位を強化するために様々な立法がなされ（現在では借地借家法に集約）、賃借権には単なる債権にとどまらない強い効力が与えられるに至った。これを〔 ⑧ 〕という。
- (9) 担保を持たない一般債権者は、債権回収のため、最終的には債務者の一般財産に強制執行するという方法をとることになる。この強制執行の引当てになる債務者の財産を〔 ⑨ 〕という。
- (10) (9)の財産の管理や処分は原則として債務者の自由であるが、民法はその例外として、一定の場合に、強制執行の準備のために、債権者が債務者の財産管理権に介入すること（制度）を認めた。そのうち、債務者が自らの権利を行使しないときに、債権者が債務者に代わってその権利を行使することを認めたものを〔 ⑩ 〕という。

第2問（60点）

次の事例を読んで、設問(1)～(4)に簡潔に答えよ。

[事例]

OA機器卸売業を営むAは、令和2年4月6日、家電製品の小売店を営むBに対して、パソコン10台を、代金合計100万円、即日引渡し、代金支払期日は同月10日の約定で売却し、パソコン10台を同日引き渡した。代金支払期日を4日後にしたのは、これまでも取

引関係があり、AがBを信用してBの要請に応じたものである。

ところで、約束の10日を過ぎたため、Aは何度もBに催促したが、Bはもう少し待ってほしいというばかりで、前記代金を支払わないため、今度はAが、自らが負っている取引先への支払いに窮するようになった。

Aは、当面160万円の返済資金をつくる必要があったため、まず同年4月23日、知人Xに相談して、Bに対する前記売買代金債権を80万円で買い取ってもらい、その旨を記載した同日付け内容証明郵便をBに対して発送し、同内容証明郵便は同月26日にBに到達した。

さらに、Aは、同月24日に、事情を何も知らない友人Yに頼んでBに対する前記売買代金債権を80万円で買い取ってもらい、その旨を記載した同日付け内容証明郵便をBに対して発送し、同内容証明郵便は翌25日にBに到達した。

設問(1)

Aは、Bに相談することなくBに対する売買代金債権をXに売却しているが、このような取引が許されるのはなぜか、説明せよ。

設問(2)

Xは、Bに対して、前記売買代金債権の債権者はAではなく自分(X)である旨主張できるか、説明せよ。なお、ここではA・Y間の売買については一切考慮しなくてよい。

設問(3)

本件事例において、仮に、AからYに前記売買代金債権が売却された事実が、内容証明郵便ではなく「はがき」のみでAからBに通知されていたとした場合、令和2年5月1日、X及びYの双方から支払を求められたBは、X、Yいずれを債権者として支払いをなすべきか、説明せよ。

設問(4)

本件事例において、令和2年5月1日、X及びYの双方から支払を求められたBは、X、Yいずれを債権者として支払いをなすべきか、説明せよ。

第3問 (60点)

次の事例を読んで、設問(1)~(3)に簡潔に答えよ。

[事例]

琉球信用金庫に勤務するXは、平成27年4月6日、自宅建築資金を勤務先から借り入れるまでのつなぎ資金として、高校教諭職を定年退職して退職金を得た兄Yから、利息・損害金の定めなく、弁済期を同年6月30日と定めて、800万円を借り受けた。Yは、弁済期日である平成27年6月30日にXに支払いを求めたのを初めとして、令和元年まで、毎年6月30日には、必ず内容証明郵便によって支払いを求めてきたが、他には何らの手続もとっていない。

令和3年1月27日現在、Yは、Xから未だ返済を受けておらず、上記800万円の返還を求めたいと考えている。以下の各設問を検討せよ。

なお、各設問の事情は、各設問限りとする。

設問(1)

Xは、Yから借り入れた直後からYとは絶縁状態となり、毎年のYの支払い要求を悉く無視してきた。

YがXに対して800万円の返還を求めた場合、Xはこれを拒むことができるか。

解答に際し、Yが弁済期以降毎年6月30日には内容証明郵便によって支払いを求めている事実がいかなる意味をもつかも説明すること。

なお、時効の存在理由については説明する必要はない。

設問(2)

Yが、令和2年6月30日に支払いを要求した翌日の同年7月1日、突然Xから「来年1月になったら少しでも支払うから待ってくれ。」という電話があった。

YがXに対して800万円の返還を求めた場合、Xはこれを拒むことができるか。

設問(3)

設問(1)と同様、Xは、毎年のYの支払い要求を悉く無視してきた。

ところで、Xの職場の同僚Aは、Xの要請を受け、平成27年4月6日、Yとの間で、A所有の土地に本件貸金債権を被担保債権とする抵当権設定契約を締結し、Yはその旨の登記を了していた。

そこで、Yは、現時点でAに対して抵当権を実行する旨通知してきた。Aは何らかの方法でこれに対抗することができるか。

以 上

【出題趣旨】

第1問

民法の基本的用語を穴埋め式で問うことにより、基礎的な体系的理解を確認する。

第2問

債権譲渡自由の原則を前提に、①債権譲渡の法的性質の重要性、②債務者との関係の処理（債務者対抗要件の内容、立法趣旨）、③二重譲渡の場合の譲受人相互間の関係の処理（第三者対抗要件の内容、立法趣旨）についての基本的な理解と、具体的な事案を解決に導く正確な論証能力を確認する。

第3問

貸金返還請求権の権利行使を前提として、消滅時効に関する基本的かつ重要な知識（主観的起算点、期間計算、初日不算入の原則、催告、時効完成の猶予、支払猶予の申入れ、権利の承認、時効の更新）を確認すると共に、判例に基づく応用問題（時効完成後の支払猶予の申入れ、時効利益の放棄、時効援用権の喪失）により発展的応用力を問う。

併せて、物上保証人の時効援用権行使（被担保債権の時効消滅による抵当権の消滅）という論点を通して、担保権の（消滅における）付従性についての理解を問う。

【解答及び採点基準】

第1問 (30点)

①分別の利益, ②検索の抗弁, ③即時取得, ④初日不算入, ⑤対抗関係, ⑥対抗要件,
⑦売買は賃貸(借)を破る, ⑧賃借権の物権化, ⑨責任財産, ⑩債権者代位権

第2問 (60点)

設問(1) (10点)

債権譲渡自由の原則 (民 466 I)

設問(2) (20点)

債権譲渡の法的性質 (同一性を保ったまま債権の帰属点が移転)

債務者に主張するには債務者対抗要件 (通知又は承諾。民 467 I) が必要。

設問(3) (15点)

債権二重譲渡の譲受人相互の関係 (対抗関係)

その優劣は第三者対抗要件 (確定日付のある証書による通知又は承諾。民 467 II) の有無で決定。

内容証明郵便による通知と, 「はがき」による通知の優劣。

設問(4) (15点)

債権二重譲渡の譲受人がいずれも第三者対抗要件を備えた場合の優劣 (確定日付のある証書の債務者への到達の先後で決定)

第3問

設問(1) (30点)

金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権

弁済期平成 27 年 6 月 30 日が到来したときから本件貸金返還請求権を行使可能。

債権は, 「債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき」 (民 166 I ①) には消滅する。

主観的起算点, 期間計算, 初日不算入の原則 (民 140 本文)

催告 (民 150), 時効完成の猶予

設問(2) (15点)

時効完成後に支払い猶予の申し入れ。時効の更新事由 (民 152 I) の「権利の承認」には当たるか否か。

時効完成を知っていた場合, 「時効利益の放棄」

時効完成を知らなかった場合, 「時効援用権の喪失」

設問(3) (15点)

時効を援用権者は「当事者」 (民 145)。

物上保証人の時効援用権

以上

令和3年度琉球大学法科大学院
C日程 法学既修者コース法律試験 問題

2

刑法〔全450点中100点〕

令和3年2月6日（土曜日）
11時20分～12時20分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

以下の【事案】を読んで【設問】に答えなさい。

1. ある吹雪の夜9時頃、居酒屋で飲酒したAは、人通りの少ない道を徒歩で帰宅中、雪のために滑って転倒し、凍結した地面で後頭部を強く打って気絶した。
2. 午後9時20分頃、たまたま現場を通りかかった甲は、雪道の上に倒れているAを見て「酔っ払いが寝ているのだろう」と思い、このままでは凍死するかも知れないと考えたが、面倒に巻き込まれるのは嫌だし、どうなったとしても自分には関係のないことだと思い直してすぐに立ち去った。
3. 午後9時40分頃、次に現場を通りかかった乙は、Aを発見してやはり酔っ払いが寝ていると考え、殺意まではなかったが、発見を遅らせてAを困らせてやろうとの思いから、Aの体を引きずって人目に付きにくい脇道に移動させて立ち去った。
4. 午後10時頃、ラーメン屋を一人で切り盛りしている丙は、入店してきた客から「すぐ近くの脇道で寝ている奴がいるぞ」と言われ、気になって外に出て見たところ、店から約20メートル離れた雪道の上に倒れているAを見つけた。近づくと息をしておりアルコール臭かったので泥酔者だと思ったが、このままでは凍死するおそれがあるのでひとまず暖かいところで寝かせておこうと思い、客に手伝ってもらって店内に運び入れ、店の奥にある仮眠用の座敷（客席からは見えない）に寝かせて毛布を掛けた。
5. 午後11時頃、丙はそろそろAを帰宅させようと思い様子を見に行った。するとAは嘔吐しており、体を揺すっても何も反応がなかったため、丙は、単なる泥酔者ではなく、生死に関わる重篤な病気かも知れないと認識を改めた。しかし、店が忙しく、救急車や警察を呼ぶと営業の邪魔になり面倒だったので、敢えて放置しておくことにした。このとき、丙はAが死んでも構わないとまでは考えていなかった。
6. 午前0時、閉店時間になり丙が再び様子を見に行くと、すでにAは死亡していた。解剖の結果、転倒して頭を打った際に生じた脳内出血が徐々に進行したために死亡したのであること、および、午後10時の時点で救急車を呼ぶなどの措置をとっていればほぼ確実に救命できたであろうが、午後11時の時点ではそのような措置をしていたとしても救命可能性は50%程度であったこと、が判明した。

【設問】甲、乙および丙の罪責を論じなさい。特別法に触れる必要はない。

以上

〔出題趣旨〕

本問は、不作為犯の基礎理論が修得できているか、および保護責任者遺棄致死罪について成立要件に照らして事実を当てはめることができるかを試すものである。さらに、故意についての理解も問われている。

〔採点基準〕

①甲がAを助けずに立ち去った行為について【10点】

- ・「遺棄＝置き去り」として保護責任者遺棄罪（218条）の可能性はある（殺意を認めて殺人罪もありうる）ものの、不作為犯の成立に必要な作為義務がない（218条の成立に必要な保護義務がない）ため犯罪にはならないことの指摘がなされているか。

②乙がAを脇道に移動させて立ち去った行為について【20点】

- ・保護義務はないが、「遺棄＝移置」をしているので、作為犯である単純遺棄罪（217条）の成否を検討しているか。
- ・致死罪の成否に言及した場合には、内容により最大5点加点。

③丙がAを放置して救急車などを呼ばなかった行為について【50点】

- ・「不保護」による保護責任者遺棄罪（218条）の成否を検討しているか。
- ・とくに丙が保護義務を負うかについて事実を示して論証しているか。その際、救命率が50%あるという点を考慮しているか。

④上記③の結果、Aを死亡させた点について【20点】

- ・致死罪の成立に必要な因果関係の有無が検討されているか。
- ・救命可能性が50%にとどまる場合には、致死結果を帰責させることが不合理であることの指摘。

⑤丙がAを店内に移動させた行為について言及した場合には、内容により最大5点加点。

令和3年度琉球大学法科大学院
C日程 法学既修者コース法律試験 問題

3

憲法〔全450点中100点〕

令和3年2月6日（土曜日）
13時15分～14時15分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【問題】及び【資料】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

【問題】

A 県 Y 町の町役場庁舎（以下「町庁舎」という）の敷地内には、オープン・スペースがあり、「がじゅまる広場」と名付けられている。町の職員や来庁者等が頻繁に通行するとともに、ベンチや多目的トイレも整備され、待ち合わせにも利用されている。電源の確保と給排水の設備があることから、がじゅまる広場は、イベント広場としても使用することができ、時折、催事の間ともなっている。町主催の催事が多いが、それに限られるわけではない。なお、がじゅまる広場は、Y 町の事務や事業の用に供する「公用財産」として、Y 町庁舎と一体的に管理が行われている。

Y 町では、A 県に所在する陸上自衛隊第**旅団の創隊 10 周年を記念し、ジョイントコンサート（合同音楽祭）が、町の中心部で計画されていた。A 県所在の陸上自衛隊の音楽隊はもとより、航空自衛隊の音楽隊や、A 県所在の米海兵隊の音楽隊、Y 町立の中学校の吹奏楽部や Y 町内の県立高校のダンス部なども参加予定であり、Y 町長も来賓に名を連ねていた。

X を代表とする市民団体 B は、米軍基地に対する抗議運動を A 県内で行っており、ちょうど前年度にも、がじゅまる広場において、「爆音をまき散らすな！3・13 緊急集会」を 50 名程度の規模で実施していた。X らは、航空自衛隊と米軍との共同訓練にも反対してきた立場から、この音楽祭にも反対の考えを有していた。非核反戦平和都市宣言を表明している Y 町の従来の立場からしても、憲法の平和主義の精神にそぐわない行事に町が協力することは看過できない問題であるとして、抗議集会を 50 名程度の規模で実施する計画を立て、町に対して「Y 町・陸上自衛隊ジョイントコンサート抗議集会」のための、がじゅまる広場の使用許可申請を行った。しかし、Y 町庁舎管理条例 5 条 3 号の「示威行為」に該当することを理由に、申請は不許可とされた。

Y 町の担当者は、抗議した X らに対し、条例に則り、特定の個人または団体およびその活動に対する賛否を表明することを目的とする集会は、「示威行為」に該当する運用を行っている、との趣旨の説明を行った。X らは、既に会員制交流サイト（SNS）などを活用して、「『Y 町・陸上自衛隊ジョイントコンサート抗議集会』にみんなで参加しよう！」と、幅広く参加を呼びかけていた状況であったが、がじゅまる広場以外に Y 町に代替の場所を見つけることができず、集会の開催を断念することになった。後日、B の会合の席上で、X は、Y 町の不許可処分によって、わたしたちの大切な憲法上の権利を侵害されたことは、決して許されるものではない、訴訟を提起してよいのではないかと、述べた。

〔設問〕

あなたが X から相談を受けた弁護士である場合、どのような憲法上の主張が可能であろうか。Y 町側からの想定される反論にも言及しながら、具体的に論じなさい。なお、訴訟形式については論じる必要はない。

【資料】

Y町庁舎管理条例

(目的)

第1条 この条例は、Y町役場庁舎及び町役場構内（以下「庁舎等」という。）における秩序の維持及び施設等の保全管理に万全を期することにより、公務の正常な運営を確保することを目的とする。

(許可行為)

第4条 庁舎等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(略)

(3) 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 町長は、前項の許可をする場合には、必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、庁舎等の使用を許可しないことができる。

(略)

(3) 特定の個人又は団体の活動に賛成し、又は反対する目的で、団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為を行うと認められるもの

(出題趣旨)

市庁舎前広場の使用不許可が問題となった金沢市役所前広場訴訟を素材とした出題である。詳しくは、金沢地判平成 28 年 2 月 5 日(判時 2336 号 53 頁)、名古屋高裁金沢支判平成 29 年 1 月 25 日(判時 2336 号 49 頁)を参照されたいが、いずれも市の不許可処分を合憲、合法であると判断している。出題にあたり、事実関係等に必要な修正を行った。

本問の解答に際しては、上記金沢市役所前広場訴訟に関する知識を必須とするわけではなく、泉佐野市民会館事件(最三小判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 卷 3 号 687 頁)を参考にするので十分である。憲法 21 条 1 項で保障される集会の自由は、公権力によって集会における表現行為を妨げられないことを本質とし、必ずしも、特定の場所での集会の実現を要求しうる権利まで含むわけではない。そこで、採点においては、本問のがじゅまる広場の使用許可の申請が不許可となった事実だけで、直ちに集会の自由侵害の主張を導くのではなく、がじゅまる広場が集会のために開かれている場所であるにもかかわらず、集会の開催が認められなかったことから、集会の自由侵害の主張を導くという構図を掴んでいるかどうかを重視した。さらに、「広場」とはいいながら、「庁舎等」の公用財産として管理されるオープン・スペースにすぎないという、泉佐野市民会館事件の事案と異なる事実を踏まえること(Y市側の反論のなかで展開することも考えられる)、パブリック・フォーラム論を援用しつつ、がじゅまる広場は実質的にパブリック・フォーラム(表現・集会のための空間)として位置づける可能性がないわけではないこと、できれば内容規制と捉える余地があることなどにも論が及ぶように期待し、採点基準を作成した。

(採点基準) (100 点)

○憲法上の問題点の指摘: Xの主張する自由が憲法上の権利・自由であり、それが制約されていることについて、説明されているか (20)

○憲法解釈・理解の提示: 集会の自由の本質と「特定の場所での」集会の実現を要求しうる権利との異同を踏まえた説明がなされているか。とりわけ、がじゅまる広場の性格を踏まえながら、パブリック・フォーラム(表現・集会のための空間)と捉えるべき理由を、X側の視点で説明しているか (20)

○判断枠組の設定: 事案の特徴を掴み、Xとして泉佐野市民会館事件など、判例・学説に関する知識を踏まえるなどして、違憲の判断を導く検討枠組みを提示しているか (20)

○違憲性に関する具体的検討: 設定された判断枠組に対応し、具体的に本件事案を検討した内容になっているか。Y市側からの想定される反論について、有効な言及がなされているか (40)

令和3年度琉球大学法科大学院
C日程 法学既修者コース法律試験 問題

4

商法〔全450点中50点〕

令和3年2月6日（土曜日）
14時30分～15時00分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（50点）

甲株式会社（取締役会・監査役設置会社である。以下、「甲会社」という。）では、代表取締役Aのほか、BおよびCが取締役に就任していたが、BおよびCは、会社経営の専権を握るAから取締役として名前を貸すことを依頼されたにすぎず、取締役としての業務を一切行っていない。

Aは、取引先のDに対して仕入れ代金の支払いのために甲会社名義の約束手形を振り出したが、その後、甲会社はAによる放漫経営のため倒産してしまい、Dは手形金の支払いを受けることができなかった。DがBおよびCに対して手形金相当額を損害として会社法429条1項に基づく責任を追及する場合の問題点について論ぜよ。

以 上

【出題趣旨】

会社法 429 条 1 項が規定する役員等の第三者に対する責任をめぐっては、その制度趣旨や適用範囲についてさまざまな見解が唱えられてきたが、最大判昭和 44・11・26 民集 23 卷 11 号 2150 頁が特別法定責任説を採用し、直接損害であるか間接損害であるかを問わず本項の適用を認めたことは周知のとおりである。

ところで、中小企業では、ワンマン経営者の依頼により名前を貸しているにすぎない名目的取締役が存在し、その第三者に対する責任の成否が問題となる。取締役会設置会社の取締役はその構成員として代表取締役の職務執行を監視する義務を負うところ、名目的取締役も正規の手続を経て取締役に選任された以上、監視義務違反を理由にその責任を肯定すべきであるとも思われるが(最判昭和 55・3・18 判時 971 号 101 頁)、名目的であればあるほど責任が認められやすくなることには疑問もなくはない。B および C は A の専横を知り得なかったとして任務懈怠についての悪意・重過失を否定し、あるいは B および C が監視義務を尽くしたとしても A の専横を抑えることができなかったとして任務懈怠と損害との間の相当因果関係を否定すべき場合もあり得よう。受験者はどのように考えるだろうか。

【採点基準】

- ・会社法 429 条 1 項の制度趣旨について理解しているか。
- ・会社法 429 条 1 項の対象となる損害の範囲（直接損害と間接損害の双方が含まれるか）について理解しているか。
- ・取締役会設置会社の取締役の監視義務について理解しているか。
- ・名目的取締役であっても監視義務違反を理由に会社法 429 条 1 項に基づく責任を負うか（任務懈怠について悪意・重過失があるか、任務懈怠と損害との間に相当因果関係があるか）について検討しているか。
- ・その他、分析力、論述力等。

令和3年度琉球大学法科大学院
C日程 法学既修者コース法律試験 問題

5

民事訴訟法〔全450点中50点〕

令和3年2月6日（土曜日）
15時05分～15時35分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（50点）

Xは、会社の同僚Yによりいじめにあい、精神的に追い詰められて退職を余儀なくされたと主張して、Yに対して500万円の損害賠償を求める訴えを提起した。Xは、Yから頻繁に暴言・暴力を受け、悪口を言いふらされ、また金銭を取り上げられたりしたと主張したが、Yはそれらの事実を否認した。ところでXは、Yの友人Zが、自己の日記帳の中でXYの言動を詳細に記録していることを知っていたので、民訴法220条4号に基づいて、Zの日記帳を対象とする文書提出命令の申立てをした。Zは、日記帳は4号ニの文書に該当すると主張して、命令の発令に反対している。この申立てが認められるかについて論じなさい。

【出題趣旨】

日記とは一般的に、日々の出来事や行動、感想などの記録を目的として個人が作成する文書であって、他人に見せることを予定しない文書であるから、その点では民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するとも考えられるが、判例はさらに、プライバシー侵害等の実質的な秘匿利益の存在を要求する判断基準を確立している（最決平成11・11・12民集53巻8号1787頁）。回答者も、開示利益と秘匿利益の調和という観点を踏まえた上で、4号ニ所定の文書の該当性を判断することが求められる。

【採点基準】

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 一般提出義務及び除外事由の意義 | 15点 |
| 2 自己利用文書の意義及び判断基準 | 20点 |
| 3 日記帳の自己利用文書該当性 | 15点 |